

鳥取県山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、山陰海岸ジオパークに係る次に掲げる事業を行おうとする者に対し必要な経費を支援することで、山陰海岸ジオパークの取り組みの推進を図ることを目的に交付する。

- (1) 産業振興につながる事業
- (2) ジオツーリズムの振興につながる事業
- (3) 受入れ態勢の向上につながる事業
- (4) 普及・啓発の推進につながる事業
- (5) 教育の活用につながる事業
- (6) 広域的な活動の推進につながる事業
- (7) 大学生によるジオパーク活動の推進につながる事業
- (8) 災害復旧に係る事業
- (9) 海外ジオパークとの交流事業

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 別表の第2欄に掲げる者
 - (2) 別表の第3欄に掲げる者に対し、その者が行う対象事業（以下「間接補助事業」という。）に係る補助対象経費（対象事業に要する同表の第4欄に掲げる経費をいい、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）に間接補助金を交付する市町村
- 2 本補助金の額は、補助対象経費の額（間接補助事業にあつては、間接補助金の額）に別表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（別表の第6欄に定めのある対象事業については第6欄に定める額を限度とする。）とする。
- 3 本補助金とは別に他の補助金等収入がある場合は、補助対象経費の額から当該収入相当額を控除した額に補助率を乗じて得た額以下（別表第6欄に定めのある対象事業については第6欄に定める額を限度とする。）を交付するものとする。ただし、県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、本補助金を交付しないものとする。
- 4 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、対象事業の1から4まで、6及び7についてはその年度の1月末日までに、対象事業の5、8については、生活環境部山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館長が別に

定める日までに行わなければならない。ただし、生活環境部山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館長が特に認めた場合はこの限りでない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項及び第3項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から、当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第6条 市町村は、間接補助金を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
第13条、第14条、第16条第	補助事業等	間接補助事業
	様式第2号による	市町村長が定める
2項後段、第17条、第25条 及び第26条	知事	市町村長
	様式第3号による	市町村長が定める
	対象事業	間接補助事業
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 市町村及び山陰海岸ジオパークを活用した取組みを行う者が行う補助事業に係る本補助金の増額を伴う変更
 - (2) 間接補助金の増額
 - (3) 対象事業間の流用による本補助金の内訳の変更
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第8条 市町村は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に

基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 市町村は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。
 - (1) 間接補助事業に係る本補助金の増額を伴う変更
 - (2) 間接補助事業に係る本補助金の増額はないが、対象事業間の流用による本補助金の内訳の変更
 - (3) 間接補助事業の中止及び廃止

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第10条 市町村は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(財産の処分制限)

第11条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が500,000円以上のもの
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして生活環境部長が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年3月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(平成24年度における交付決定)

2 鳥取県山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金交付要綱（平成24年3月28日付第201100197533号鳥取県東部総合事務所長通知）に基づき、交付決定をした補助金については、平成25年4月1日以降は、この要綱を適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年12月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年12月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月21日から施行する

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

1 対象事業	2 補助事業者	3 間接補助事業者	4 補助対象経費	5 補助率	6 限度額
1 産業振興につながる事業	市町村	山陰海岸ジオパークを活用した取り組みを行う者	<ul style="list-style-type: none"> ・販売目的で実施する事業で、ジオパークをPRする土産物や飲食品（以下「商品」という。）の開発及びその商品のPRに要する経費 ※商品の開発は、「山陰海岸ジオパーク認証商品」の認証を受けるとともに、単年度で完了する事業であり、1商品につき補助は1回限りとする。 ・その他、産業振興につながると認める事業経費 	1/2	400万円 ※事業主体が間接補助事業者であつて、かつ受入れ態勢の向上に大きな効果が認められる事業の経費については、総額1,500万円（ただし、令和8年度末までに完了する事業に限る。）
2 ジオツーリズムの振興につながる事業			<ul style="list-style-type: none"> ・山陰海岸ジオパーク地域内で実施される体験メニューやガイド解説等を盛り込んだツアーで、将来的に地域資源を活用したジオツーリズムの定着につながると認める事業経費 ・その他、ジオツーリズムの振興につながると認める事業経費 ※参加料等の収入（本補助金を除く。）が発生した場合は、当該収入相当額を除く。 ※同一事業への補助は、3年間までとする。 		
3 受入れ態勢の向上につながる事業			<ul style="list-style-type: none"> ・山陰海岸ジオパークのエリア又はジオパークの見どころ（山陰海岸ジオパークジオサイトガイドブック（山陰海岸ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）発行）に掲載されている見どころをいう。以下同じ。）を紹介する看板の製作及び既存看板の刷新等に要する経費（設置に伴う既存看板の撤去費含む。） ・ジオパークの見どころが眺望できる展望所又は山陰海岸ジオパークトレイルルート及び散策ルート（協議会公認ルートに限る。以下同じ。）における眺望景観回復に要する草刈り又は樹木の伐採等の経費 ・ジオパークガイドの育成（養成講座の開催等）に関する経費 ・間接補助事業者が自主的に行うジオパークの見どころ又は山陰海岸ジオパークトレイルルート及び散策ルートの定期的な清掃、見回り等保護・保全に係る経費 ・間接補助事業者が自主的に行う人材育成や交流活動等の他ジオパークとのネットワーク活動に係る経費 ・その他、受入れ態勢の向上につながると認める事業経費 		

<p>4 普及・啓発の推進につながる事業</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・研修会や講演会の開催等地域におけるジオパーク理念の理解促進やジオパーク活動の実践につながる事業（市町村が実施するものを除く。）に必要な経費 ※同一事業への補助は、3年間までとする。 ・ジオパークを題材としたイベント等の開催及び県内外で開催されるイベント等の参加経費 ※同一事業への補助は、3年間までとする。 ・日本海の形成や鳥取砂丘等の大地の成り立ち、地域の歴史・文化を紹介する展示資料の作成（更新、補修を含む。）に係る経費 ・ジオパークの魅力発信や普及啓発のために作成するパンフレット、チラシ等広報物の新規作成に係る経費（単に資料の増刷等継続経費を除く。） ・その他、普及・啓発の推進につながると認める事業経費 <p>※参加料等の収入（本補助金を除く。）が発生した場合は、当該収入相当額を除く。</p>	
<p>5 教育への活用につながる事業</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・地域のジオパーク学習や学校が行う校外学習において、エリア内の拠点施設やジオパークの見どころを見学した場合に係る交通費 ・その他、教育への活用につながると認める事業経費 	/
<p>6 広域的な活動の推進につながる事業</p>	<p>山陰海岸ジオパークを活用した取組を行う者</p>	/	<ul style="list-style-type: none"> ・複数府県にまたがって広域的に行われるジオツーリズムの推進等の事業に要する経費 	<p>補助対象経費の額から参加料等の収入（本補助金を除く。）相当額を除いた額と100万円のいずれか低い額</p>
<p>7 大学生によるジオパーク活動の推進につながる事業</p>	<p>大学生が中心となって構成する団体</p>	/	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民と共にジオパーク活動を行うにあたり必要な経費（交通費、消耗品費、印刷製本費等） 	<p>50万円</p>

8 災害復旧にかかる事業	山陰海岸ジオパークを活用した取組みを行う者		<ul style="list-style-type: none"> 山陰海岸ジオパークエリア内の民間観光施設が、自然災害により被災し、その復旧に要する経費で生活環境部長が特に必要と認める事業に係る経費 	同上
9 海外ジオパークとの交流事業	海外ジオパークと交流を行うガイド団体及び高等学校等		<ul style="list-style-type: none"> 日本国内の空港から当該国外ジオパークの最寄空港までの航空券費用（燃油サーチャージ、空港税、旅客税等の経費を含む。） 	一人当たりの上限 6万円

なお、補助対象経費（間接補助対象経費）について、工事請負費又は委託費は県内事業者が実施したものに限り、ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

様式第1号（第4条、第9条関係）

〇〇年度鳥取県山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金
事業計画（報告）書

事業計画（報告）の内容

1 事業の名称

2 事業の趣旨、目的

3 事業の実施時期

4 事業の内容

5 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

6 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

7 その他

※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。

また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載してください。

様式第2号（第4条、第9条関係）

〇〇年度鳥取県山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金
事業収支予算（決算）書

（収入の部）

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額 （本年度決算額）	差引増減額	摘 要

※補助対象経費から補助事業に伴う収入を控除する場合は、収入の内容を具体的（入場料収入、販売収入等）を記載又は別添資料として添付すること。

（支出の部）

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額 （本年度決算額）	差引増減額	摘 要

様

職 氏 名 印

〇〇年度鳥取県山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先

記

1 対象事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の算定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金交付要綱（平成25年3月29日付第201200198922号鳥取県文化観光局長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

住所
団体名
代表者職氏名 印

年度仕入控除税額確定報告書

鳥取県山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額 金 円
(2) 補助対象経費の額 金 円

2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合）

$(3 - 2) \times \frac{1 \text{の}(1)}{1 \text{の}(2)}$ 金 円

（別紙として積算の内訳を添付すること）